

# 令和5年度 水保小学校いじめ防止基本方針【リーフレット】

福島市立水保小学校

「いじめ」は、人間として決して許されない行為であり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。しかし、いじめは大人の気づきにくい形で進行することが多く、どこでもどの子にも起こりうるものです。

いじめは、現に起きているという認識に立ち、水保小学校では全ての教職員が、いじめのない学校づくりに向けて学校全体として取り組みます。そのため、いじめ防止対策の組織として「いじめ防止チーム」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら未然防止に向けた取り組みを行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した場合には、早期の解決に向け組織的に対応します。また、いじめが認知された場合には市教育委員会に報告し連携を図りながら対処します。



## 水保小学校いじめ防止基本方針に基づく具体的取組内容

### (1) 組織的な対応

「いじめ防止チーム」を常設し、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭及び校長が必要と認める者で構成します。重大事態への対応の場合には、必要に応じ外部専門家等を加えます。

### (2) いじめの防止

- 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめをしない・許さない心」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決を図ることができるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童一人一人が意欲をもって学校の教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 教員の教育相談に関する資質を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、児童や保護者の多様化する悩みに対応できる相談体制の整備に努めます。

### (3) いじめの早期発見『いじめ見逃しゼロの推進』

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で進行するという点を、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視しながら、些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 児童・保護者との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。(下欄参照)
- いじめ実態調査と教育相談を実施します。
  - ・「心のれんらくカード」によるアンケート実施(6月・11月)
  - ・アンケートをもとにした児童一人一人との教育相談の実施



### (4) いじめの早期解決

- いじめられている児童を徹底的に守り、いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場で行為を止めさせたことで安易に解決したとみるのではなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省を促し、二度といじめを繰り返さないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- いじめられた児童、いじめた児童の双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組むことができるようにします。
- いじめを見ていた児童に対しては、いじめを「自分の問題」として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする気持ちや態度を育成します。
- 和解した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、解消に向けて良好な人間関係の構築に努めます。

## 「あれ？」と思ったら・・・学校または相談機関へ

いじめについての相談・通報窓口は下記のとおりです。どんなことでもかまいませんので、連絡してください。

- 学校相談電話 593-1097 (担当:教頭)  
※ 担任の教師や話しやすい教員等でも結構です。
- 市の相談窓口 市役所こども政策課内 家庭児童相談室 525-3780
- 県の相談窓口 ふくしま24時間子どもSOS 0120-916-024

